⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,250点（共同企業体の場合の構成員のうち、代表者以外の構成員にあっては、1,050点）以上であること。

⑷　平成11年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、地上４階建以上かつ延べ面積4,000㎡以上の宿泊施設、研修施設又は共同住宅の新営工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、地上２階建以上かつ延べ面積2,000㎡以上の宿泊施設、研修施設又は共同住宅の新営工事

⑸　工事全般の施工計画に対する技術的所見が適切であること。

⑹　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑺　共同企業体での参加の場合の構成員数は、２又は３社とする。

⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑼　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑽　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑾　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成11年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、上記⑷①に掲げる工事を施工した経験を有するものであること。

なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑿　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑾①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

⒀　当該支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下、「指名停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。

⒁　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び監理業務の受託者（受託予定者を含む。）又は当該受託者（当該受託予定者を含む。）と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒂　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⒃　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」、「技術提案書」及び「企業の施工体制」をもって入札を行い、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵②によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で支出負担行為担当官の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は、下記⑶①及び②の評価項目において、技術提案書の内容に応じ、最高50点を与える。施工体制評価点は、下記⑶③の評価項目において、施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、施工体制評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。

①　加算点の配点方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、最高の得点の者に対し満点の加算点を配点し、それ以外の者には、最高の得点に対するそれぞれ得られた得点の割合に応じて加算点の配点を行う。なお、下記⑶②において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

②　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目

①　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

㋐　高い強度のコンクリートの品質管理

㋑　室内のＶＯＣ（揮発性有機化合物）対策

㋒　近隣に対する騒音・振動対策

㋓　現場内で発生する建設副産物の発生抑制・再利用・再資源化

②　工事全般の施工計画

③　企業の施工体制

㋐　品質確保の実効性

㋑　施工体制確保の確実性

詳細については、入札説明書による。

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒100―8959 東京都千代田区霞が関３－２－２　文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室契約係　電話03―5253―4111㈹　内線2308

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成21年10月１日（木）から平成21年10月20日（火）まで　上記４⑴に同じ　図面の交付に当たっては、実費（約17,000円）により交付する。

⑶　競争参加資格確認申請書及び技術提案書（以下、「技術提案書等」という。）の提出期間、提出場所および提出方法　平成21年10月２日（金）から平成21年10月21日（水）午後３時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札参加希望者は、平成21年10月２日（金）から平成21年10月21日（水）午後３時00分までに、上記４⑴へ持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑷　共同企業体の場合の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法　上記４⑶に同じ。

⑸　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、場所及び方法　上記４⑶の提出期間内に、上記４⑴へ持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。